

第47回全国育樹祭福井県実行委員会協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第47回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、育樹祭および関連行事（以下「育樹祭行事」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第47回全国育樹祭福井県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 金銭協賛

育樹祭の準備および運営等に要する金銭（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

育樹祭の準備および運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供

(3) 広報・PR協賛

育樹祭行事の広報およびPR活動への協力

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、原則として、1万円を1口とする。

3 第1項第2号から4号までに規定する協賛（以下「協賛品等」という。）の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と実行委員会とが協議し決定するものとする。

(申込受付期間)

第3条 協賛の申込みを受け付ける期間は、令和5年6月1日から令和6年7月31日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛金の申込者は、あらかじめ「第47回全国育樹祭協賛金申込書」（別記様式第1-1号。以下「協賛金申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 協賛品等の申込者は、あらかじめ「第47回全国育樹祭協賛品等申込書」（別記様式第1-2号。以下「協賛品等申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

3 実行委員会会長は、協賛金申込書または協賛品等申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理するとともに、申込者が受理通知書の発行を希望する場合は、速やかに「第47回全国育樹祭協賛申込受理通知書」（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納入等)

第5条 協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、令和6年7月31日までに協賛金を納入するものとする。

2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書等で代えるものとする。ただ

し、申込者が受領書の発行を希望する場合は、実行委員会は協賛金受領後、速やかに実行委員会会長名の受領書を発行するものとする。

(協賛品の納入等)

第6条 協賛品の申込者は、実行委員会が指定する方法（期日を含む）により、協賛品を納入するものとする。

- 2 複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、原則として、申込順に受理するものとする。
- 3 実行委員会は、協賛品の申込者が受納書の発行を希望する場合は、協賛品受納後、速やかに実行委員会会長名の受納書を発行するものとする。

(広報・PR協賛)

第7条 広報・PR協賛の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議のうえ、広報・PRの協力を行うものとする。

(協賛の特典等)

第8条 協賛を行った者（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表1「協賛者特典一覧表」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。また、協賛品等の提供を行った者への特典は、実行委員会が協賛の内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。

- 2 企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。
- 3 実行委員会は、特典一覧のほか、必要に応じ、協賛者への特典を追加することができるものとする。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次に掲げる経費に充てることとする。

- (1) 育樹祭行事を広く県民に周知するために要する経費
- (2) 育樹祭行事の参加者への配布物等のおもてなしに要する経費
- (3) 県産木材の利用促進等の育樹祭行事の会場設備等に要する経費
- (4) その他育樹祭行事の開催準備に要する経費

(協賛の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、または育樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令または公序良俗に反する者
- (4) 育樹祭について、品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、協賛金または協賛品等を受領後に、協賛者が前項各号に該当するに至った場合または該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対してその旨を通知するとともに、原則として協賛金および協賛品等を返戻する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

協賛者特典一覧表

特典の内容		協賛金額					
		100万円以上	50万円以上	30万円以上	10万円以上	5万円以上	1万円以上
1	式典プログラム・協賛者ボード等への掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	名称	—	—
2	記録誌への掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	名称	名称	
3	育樹祭公式HPへの掲載	ロゴ大 (企業HPリンク)	ロゴ中 (企業HPリンク)	ロゴ小 (企業HPリンク)	名称 (企業HPリンク)	名称	名称
4	育樹祭公式ロゴマーク、シンボルマーク等の使用	○	○	○	○	○	○
5	式典への参加者枠優先確保	特別者席	一般者席	一般者席	一般者席	—	—
6	懇談会（式典前日開催予定）への参加者枠優先確保	○	—	—	—	—	—
7	おもてなし広場での企業ブース出展枠優先確保	○	○	—	—	—	—
8	感謝状の授与	○	—	—	—	—	—
9	記録誌の提供	○	○	○	○	○	—
10	記念品の授与	○	○	○	○	○	○

【留意事項】

- (1) 1、2、3の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。
なお、金額と申込順が同じ場合には、50音順とする。
- (2) 1、2、3の掲載は、協賛金額の区分ごとに文字やロゴの大きさを変更する。
- (3) 5、6、7は協賛金額の高い企業等を優先する。
- (4) 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ることとする。
- (5) 特典一覧1～4の広告宣伝の実施期間については以下のとおりとする。
 - ① 1 式典プログラム、協賛者ボード：式典開催日
 - ② 2 記録誌：令和7年3月頃発行予定
 - ③ 3および4 協賛金等の提供以降、令和7年3月まで

別記様式第 1 - 1 号

第 4 7 回全国育樹祭協賛金申込書

令和 年 月 日

第 4 7 回全国育樹祭福井県実行委員会
会 長 杉 本 達 治 様

(申込者)
住所または所在地
名称または氏名
代表者 (役職・氏名)

第 4 7 回全国育樹祭への協賛について、第 4 7 回全国育樹祭福井県実行委員会協賛要領第 4 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の内容

金 額	円	入金予定日	令和 年 月 日
-----	---	-------	----------

2 連絡先

所 属		担当者 職氏名	
電 話		F A X	
メー ル			

別記様式第1-2号

第47回全国育樹祭協賛品等申込書

令和 年 月 日

第47回全国育樹祭福井県実行委員会
会長 杉本達治 様

(申込者)

住所または所在地

名称または氏名

代表者(役職・氏名)

第47回全国育樹祭への協賛について、第47回全国育樹祭福井県実行委員会協賛要領第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態(該当する項目を○で囲んでください)

(1) 物品協賛 (2) 広報・PR協賛 (3) その他協賛

2 協賛の内容

(1) 物品協賛

品名		数量	
規格等		提供方法	提供・貸与
経費	円	納入可能日	令和 年 月 日

(2) 広報・PR協賛

内容			
経費	円	実施予定日	令和 年 月 日

(3) その他協賛

内容			
経費	円	実施予定日	令和 年 月 日

3 連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話		FAX	
メール			

別記様式第2号

福育実第 号
令和 年 月 日

様

第47回全国育樹祭福井県実行委員会
会長 杉本達治

第47回全国育樹祭協賛金（協賛品等）申込受理通知書

令和 年 月 日付けで申込のありました、下記内容の協賛申込書を受理いたしました。

記

- 1 受理年月日 令和 年 月 日
- 2 協賛の形態 ・金銭協賛 ・物品協賛 ・広報・PR協賛 ・その他協賛
- 3 協賛の内容